

# 令和元年度第1回自動車検査員教習実施について

令和元年度第1回自動車検査員教習を下記のとおり実施されます。

## 記

### 1. 教習受講資格

- (1) 教習の受講申込者は、道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第5号の整備主任者（二級自動車シヤン整備士の技能検定のみに合格している者を除く。）として、教習開始日（教習修了試問日）の前日において1年以上の実務の経験を有する者であること。なお、教習受講申込者は、直近の整備主任者研修（法令研修）を受講していること。
- (2) 道路運送車両法第94条の4第4項に基づき自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。
- (3) 道路運送車両法の規定に違反（検査員の解任命令に相当するものに限る。）する事実が認められ、かつ、当該行政処分の決裁日以前に自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。

### 2. 教習受講申込の受付期間及び受付場所並びに必要書類

- ・受付期間 令和元年6月3日(月)から6月7日(金)（9時から17時まで）
- ・受付場所 一般社団法人熊本県自動車整備振興会事業部教育課
- ・必要書類 申込書、整備主任者として選任されていた期間の就業証明書、直近の整備主任者研修を受講したことを証明する書面、申請者のあて名を書き切手（82円）を貼った封筒2枚

(注)・本人持参、代理の場合は委任状添付（郵送不可）

- ・先着順とし定員（120名）に達し次第締め切り

### 3. 教習及び教習修了試問の日時及び実施場所

- (1) 教習の日時 令和元年7月10日(水)から7月13日(土) 9時～17時
- (2) 教習修了試問の日時 令和元年8月1日(木) 10時から
- (3) 教習及び修了試問の場所
  - ・教習の座学会場 契約後決定
  - ・教習の実習会場 契約後決定
  - ・教習修了試問の会場 契約後決定

### 4. 教習科目及び教習時間

詳細が決まり次第、掲示予定

### 5. その他必要事項（教習資料、講師等）

- (1) 教習資料
  - ・自動車検査員教習資料（九州運輸局監修）
  - ・自動車検査用機械器具の構造と取扱い
  - ・自動車検査員必携
  - ・自動車整備関係法令と解説
  - ・自動車検査員の完成検査実施マニュアル（基礎編）
- (2) 講師  
運輸支局職員の他、自動車整備振興会技術講習所の指導員、自動車検査員及び自動車の整備技術に関する学識経験者等

### 6. 注意事項

「教習受講の特例」に該当する教習試問のみの対象者が、教習試問を申込、教習試問日に欠席した場合は、教習試問を受け不合格となったものとして取扱う。